

不利益処分個別票

所管局部課(担当)名 (電話番号)	都市整備局企画部安心居住課 (06-6208-9648)
処分課(担当)名	同上
処分の名称	終身建物賃貸借事業の認可の取消し
概要	<p>終身建物賃貸借制度は、バリアフリー化などの一定の基準を満たす賃貸住宅のうち、事業の認可を受けたものについて、借地借家法の特例として、高齢者（60歳以上の方）が終身にわたって賃借する契約（終身建物賃貸借契約）を結ぶことを可能とする制度です。「終身建物賃貸借契約」を結ぶと、賃借人が生きておられる限り契約は存続し、お亡くなりになった時に契約は終了します。賃借権は相続されません。</p> <p>市長は、認可事業者が地位の承継の届出義務や市長による改善命令に違反するなどした場合には、事業の認可を取り消す場合があります。</p>
根拠法令等 及び条項	<p>高齢者の居住の安定確保に関する法律 第69条 大阪市終身建物賃貸借事業認可実施要綱 第11条 (https://www.city.osaka.lg.jp/toshiseibi/page/0000200059.html)</p>
処分基準	<p>・市長は、認可事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、事業に認可を取り消す場合がある。</p> <p>【事業の認可の取消し事由】</p> <p>①地位の承継した者が、市長にその旨を届け出なかったとき ②市長による改善命令に違反したとき ③不正な手段により事業の認可を受けたとき ④暴力団員及び暴力団員密接関係者であること及び申請が暴力団の利益になると認められる場合</p>
ホームページ	http://www.city.osaka.lg.jp/toshiseibi/page/0000027281.html
備考	